

暮らしに希望を HOPE

市政ればと 日本共産党秋田市議団 Tel 888-5413 Fax 866-0998

豪雨災害で被災された皆さんへ お見舞い申し上げます お困りごとなどございましたらご相談ください

14日からの大雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。炎天下での復旧作業は適度な休憩と水分補給で、熱中症などにはご注意ください。

日本共産党市議団は、被災者を訪問し、被害の調査を聞き取り、ボランティアの組織と派遣をしています。

「何をしたら良いのかわからない」「片づけに人手が欲しい」という方はご相談ください。

国、県、市の連携で復興に力を尽くします。

日本共産党秋田市議団



(7/25 申し入れ書を受け取る鎌田副市長。佐藤広久元市議も同席しました。鈴木さとし市議が撮影)



被災状況などを聞く(左から)高橋、加賀屋、佐藤各氏=18日、秋田市

「移転 簡単にできない」

秋田 高橋議員が大豪雨被害調査

秋田県では連続的な大雨で、各地で災害が発生しています。日本共産党の高橋千鶴子衆院議員は18日、広瀬町の市街地が冠水した秋田市の被災状況を調査。被災した人々にお見舞いを述べ、困っていることや要望などを聞き取りました。加賀屋千鶴子衆議、佐藤廣子秋田市議団長も同行しました。

市内各所では、流れ込んだ泥やゴミの除去、使えなくなった家財道具の運び出し、清掃などの作業が懸命に続いています。冠水した太平川の近くにある広面の保育園の職員は「危険な判断し保護者にお迎えを要請して来てもらったが、周辺の冠水が始まり、途中まで来ていた保護者の子どもまで子どもたちを抱っこして運びました」と緊迫した様子

「何度か浸水を経験したけれど、これまでどのくらいか、初めて「ショック」と話す美容師の女性は「移転しようにも簡単にはできません。ちゃんとした対策をしてほしい」と訴えました。作業中の男性は「震災証明はとるものの、ゴミの出し方や場所があるなし、情報などが揃わないし、準備ができていないと言われた。とにかく市に協力してほしい」と話しています。

(しんぶん赤旗 日刊紙 7/19付 1面)

まずは、罹災証明書を申請しましょう！
同居の場合は必ず、世帯ごとに申請しましょう。

被害の程度	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	
全壊	50%以上	住家流失または床上1.8m以上の浸水
大規模半壊	40%～50%未満	床上1.8m未満の浸水
中規模半壊	30%～40%未満	床上0.5m～1.0m未満の浸水
半壊	20%～30%未満	床上0.5m未満の浸水
準半壊	10%～20%未満	
準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満	床下浸水

○ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度(準備中 7/29 現在) 秋田市都市総務課 Tel018-888-5772

豪雨災害により住宅が準半壊以上の被害を受けた世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、**秋田市が業者に依頼し、修理費を直接業者に支払う制度です。**

対象は、(1)秋田市にお住まいの方 (2)住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること (3)応急修理を行うことによって、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること。

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:70.6万円以内(1世帯当たり)
- ・半壊に準ずる程度の損傷を受けた場合:34.3万円以内(1世帯当たり)

注:限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります

個人が修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度は利用できなくなるためご注意ください。

静岡市の永野海弁護士のブログより転載させていただきました。ご参考にしてください。

令和5年5月14日版

被災者支援カード（おもて）

被災された皆様へ

大切な9つの支援制度をカードで

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。 被災者支援カード ©2021 弁護士永野海 最新のカードのダウンロード

災害直後	<h3>応急修理制度 (災害救助法)</h3> <p>大規模半壊・半壊の世帯 70.6万円 (2023) 半壊の世帯 34.3万円</p>	<h3>窓 口</h3> <p>自治体</p> <h3>誰に</h3> <p>準半壊以上の、り災証明をもらった世帯 (使うと修理後は仮設住宅に入れない)</p> <p>業者に修理を頼む前に自治体に相談</p>	<h3>仮設住宅 (災害救助法)</h3> <p>原則2年間 (特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要)</p>	<h3>窓 口</h3> <p>自治体</p> <h3>誰に</h3> <p>居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない (半壊でも入居可能性)</p> <p>入居に所得条件あるも運用は自治体で様々</p>	<h3>災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)</h3> <p>借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)</p>	<h3>窓 口</h3> <p>自治体</p> <h3>誰に</h3> <p>災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり)</p> <p>返済期間10年。当初3年間は無利子</p>	
	その少し後	<h3>基礎支援金 (被災者生活再建支援法)</h3> <p>①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<h3>窓 口</h3> <p>自治体</p> <h3>誰に</h3> <p>左の条件を満たす世帯 (賃借人も)。特に②③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額)</p> <p>所得条件なし。お金の使い道も制限なし</p>	<h3>被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)</h3> <p>預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない</p>	<h3>窓 口</h3> <p>弁護士会</p> <h3>誰に</h3> <p>災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人</p> <p>自己破産や返済交渉の前に検討を!</p>	<h3>公費解体 (環境省の制度)</h3> <p>建物を無償で解体 (2階建かつ10m以下等の一定の事業所も対象になることも)</p>	<h3>窓 口</h3> <p>自治体</p> <h3>誰に</h3> <p>原則、全壊被害の建物所有者。ただ特定非常災害や自治体の判断で半壊以上に拡大も。</p> <p>所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。</p>
	その後	<h3>加算支援金 (被災者生活再建支援法)</h3> <p>建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円</p> <p>*中規模半壊は上の半額</p>	<h3>窓 口</h3> <p>自治体</p> <h3>誰に</h3> <p>基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時 (単身は4分3の金額)</p> <p>一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる</p>	<h3>災害復興住宅融資 (高齢者返済特例も)</h3> <p>建設・購入 半壊以上の人 補修の融資 一部損壊以上の人</p>	<h3>窓 口</h3> <p>住宅金融支援機構</p> <h3>誰に</h3> <p>住宅の補修費用や再建費用を借りたい人</p> <p>60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済のリバースモーゲージ型も</p>	<h3>雑損控除 (医療費控除に類似)</h3> <p>所得の10%を超える部分の損害額が所得控除されて、所得税、住民税が減免になる</p>	<h3>窓 口</h3> <p>税務署に確定申告</p> <h3>誰に</h3> <p>住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人</p> <p>家財の損害額不明でも推定規定あり</p>

2023年5月6日版

被災者支援カード（うら）

あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

 : 原則災害救助法の適用必要
 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野海 最新のカードのダウンロード

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金				その他の支援							
	専門家相談	ボランティア 自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	基礎支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる	義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	住宅融資	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他		
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なくご相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3万円																			
準半壊																							
半壊				70.6万円	△	△	△										△ ※6						
中規模半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4																
大規模半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	50万円															
半壊など + 建物解体				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	100万円															
全壊 (長期避難世帯) ※1																							

内閣府防災のHP

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。

※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。

※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。

※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。

※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。

※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。